

福岡医発第213号(地)

平成20年 4月25日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

平成20年度生活保護法による出産扶助の取扱いについて

平成20年度生活保護法による出産扶助について、生活保護基準の改定に伴い別紙のとおり取扱う旨、福岡県保健医療介護部より通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

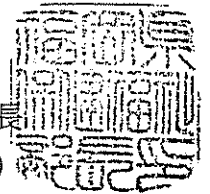
担当理事 松行眞門
会 長 丸 山 泉



19監保第4686号
平成20年3月28日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長
(監査保護課医療・電算係)



平成20年度生活保護法による出産扶助の取扱いについて（通知）

生活保護法の運営に当たっては、平素から御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年度生活保護法による出産扶助については、生活保護基準の改定により、別紙のとおり取り扱いますので、ご了解くださいますようお願いいたします。

各道へ



生活保護法による出産扶助の取り扱い(20. 4. 1)

1 福岡市で出産した場合について

NO. 1

1 基準額	施設分べん 173,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 居宅分べん 204,000 円以内	
2 加算		
(1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 117,300 円以内 7 日入院の場合 136,850 円以内 8 日入院の場合 156,400 円以内	イ 助産師等、助産施設での分べん 6 日入院の場合 59,208 円以内 7 日入院の場合 69,076 円以内 8 日入院の場合 77,444 円以内
(2)衛生材料費	5,400 円以内	5,400 円以内
3 施設分べん 出産扶助の場合		
(基準+入院料 +衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 295,700 円以内 362,700 円以内 7 日入院 315,250 円以内 382,250 円以内 8 日入院 334,800 円以内 401,800 円以内	イ 助産師等、助産施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 237,608 円以内 304,608 円以内 7 日入院 247,476 円以内 314,476 円以内 8 日入院 255,844 円以内 322,844 円以内
4 居宅分べん	基準額 204,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内 合 計 209,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 173,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内 合 計 178,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問277参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問278参照) 施設分べん基準額 173,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,400 円以内	

(参 考) 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	10対1 1,300	428	10	25	192	1,955

助産師等、 助産施設	有床診療所入院基本料1	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
	7日以内 810				7日以内	8~14日以内
	8~14日 660	15	10	151.8	986.8	836.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は10対1入院基本料を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師等、助産施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(20. 4. 1)

2 北九州市・筑紫野市・春日市・太宰府市・前原市・福津市・糟屋郡宇美町・糟屋郡粕屋町で出産した場合について

NO. 2

1 基準額	施設分べん 173,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 居宅分べん 204,000 円以内	
2 加算		
(1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 116,880 円以内 7 日入院の場合 136,360 円以内 8 日入院の場合 155,840 円以内	イ 助産師等、助産施設での分べん 6 日入院の場合 58,788 円以内 7 日入院の場合 68,586 円以内 8 日入院の場合 76,884 円以内
(2)衛生材料費	5,400 円以内	5,400 円以内
3 施設分べん		
出産扶助の場合	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 295,280 円以内 362,280 円以内 7 日入院 314,760 円以内 381,760 円以内 8 日入院 334,240 円以内 401,240 円以内	イ 助産師等、助産施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 237,188 円以内 304,188 円以内 7 日入院 246,986 円以内 313,986 円以内 8 日入院 255,284 円以内 322,284 円以内
(基準+入院料+衛生材料費)		
4 居宅分べん	基準額 204,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内 合 計 209,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 173,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内 合 計 178,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問277参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問278参照) 施設分べん基準額 173,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,400 円以内	

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
病院、診療所	10対1 1,300	428	3	25	192	1,948

助産師等、 助産施設	有床診療所入院基本料1		加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
	7日以内	810				7日以内	8～14日以内
	8～14日	660				15	3

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は10対1入院基本料を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師等、助産施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(20. 4. 1)

3 福岡市・北九州市・筑紫野市・春日市・太宰府市・前原市・福津市・糟屋郡宇美町・糟屋郡粕屋町以外で出産した場合について
NO. 3

1 基準額	施設分べん 173,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 居宅分べん 204,000 円以内	
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 116,700 円以内 7 日入院の場合 136,150 円以内 8 日入院の場合 155,600 円以内	イ 助産師等、助産施設での分べん 6 日入院の場合 58,608 円以内 7 日入院の場合 68,376 円以内 8 日入院の場合 76,644 円以内
(2)衛生材料費	5,400 円以内	
3 施設分べん 出産扶助の場合 (基準+入院料 +衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 6 日入院 295,100 円以内 7 日入院 314,550 円以内 8 日入院 334,000 円以内 特別基準 362,100 円以内 381,550 円以内 401,000 円以内	イ 助産師等、助産施設での分べん 一般基準 6 日入院 237,008 円以内 7 日入院 246,776 円以内 8 日入院 255,044 円以内 特別基準 304,008 円以内 313,776 円以内 322,044 円以内
4 居宅分べん	基準額 204,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内 合 計 209,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 173,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内 合 計 178,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問277参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問278参照) 施設分べん基準額 173,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,400 円以内	

(参 考) 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	10対1 1,300	428		25	192	1,945

助産師等、 助産施設	有床診療所入院基本料1	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
	7日以内				7日以内	8~14日以内
	810					
	8~14日 660	15		151.8	976.8	826.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は10対1入院基本料を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師等、助産施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。